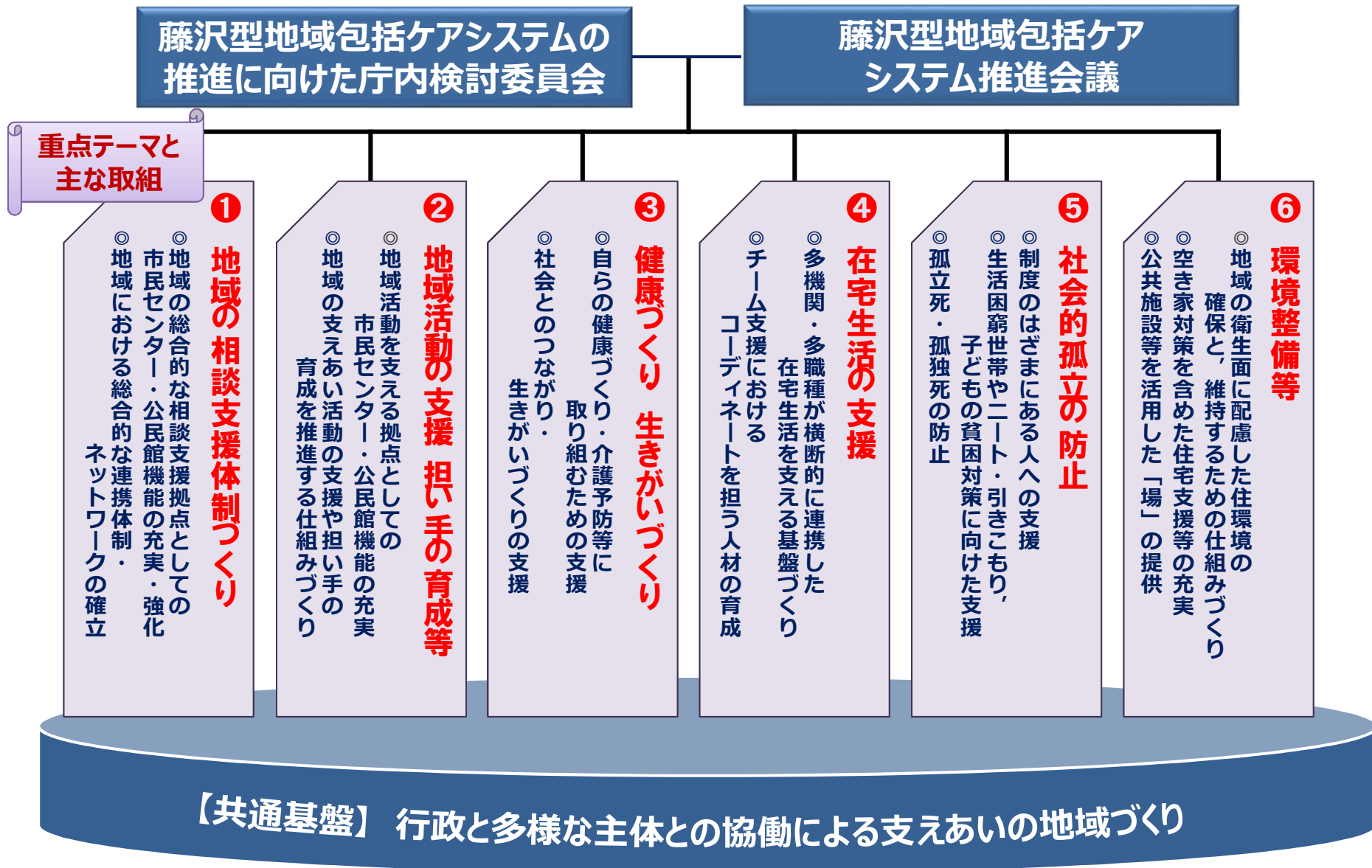


藤沢型地域包括ケアシステム にかかると組について

～地域共生社会の実現に向けて～

藤沢型地域包括ケアシステムの推進体制と重点テーマ



藤沢型地域包括ケアシステムの中長期プラン

地域共生社会の実現に向け、協議体をはじめとする様々な機会を捉えて地域の声やニーズを把握し、サービス提供基盤と専門性の強化、さらに多様な主体が連携した取組を一体的に進めています。

行政の責任としての サービス提供基盤と専門性の強化

専門的なサービス提供基盤の整備と、地域における総合的な相談支援体制の仕組みづくりを進めます。

- ・ 分野ごとの個別計画に基づく医療・福祉・介護等のサービス提供基盤の整備
- ・ 地区福祉窓口機能強化等を含めた市民センター・公民館機能の充実・強化
- ・ 13地区それぞれを担当するCSWの配置
- ・ 社会的孤立の人の支援を含めた見守り・支援体制づくり
- ・ 多機関の協働による包括的支援体制づくり

多様な主体が連携した地域づくり

行政、市社会福祉協議会、関係機関・地域団体等が連携し、地域での取組を支援する仕組みづくりを進めます。

- ・ 身近な地域での居場所・一次相談の場の充実
- ・ インフォーマルな支援等をはじめとする地域資源が連携できる仕組みづくり
- ・ 市民や地域で活動する団体等と行政が地域課題やサービス等の情報を共有する仕組みづくり

基盤・仕組みづくり

～2020年

体制の強化

～2025年

2020年までの取組や地域課題を踏まえ、必要に応じて見直しを図りながら、構築した基盤・仕組みづくりを強化します。

- ・ 専門的なサービス提供基盤のより一層の強化
- ・ 支援を必要とする人の状況に応じた、切れ目ない包括的・総合的な相談支援体制の確立
- ・ 多様な主体が実施している地域活動の支援の充実と連携体制の強化
- ・ 住民が担い手として地域に関わることができる仕組みづくりの充実

様々な社会資源(1) 在宅生活を支える医療・福祉・介護の主なサービス

医療

在宅療養支援病院・診療所 ※1	56か所
在宅訪問対応可能な歯科診療所 ※2	57か所
要介護高齢者歯科診療・ 障がい者歯科診療	2か所
在宅医療支援薬局 ※3	39か所
健康サポート薬局 ※4	5か所
訪問看護ステーション ※5	33か所

- ※1 関東信越厚生局 神奈川事務所(2019年(令和元年)8月時点)
 ※2 藤沢市歯科医師会(2019年(令和元年)12月時点)
 ※3 神奈川県薬剤師会(2019年(令和元年)9月時点)
 ※4 神奈川県ホームページ(2019年(令和元年)12月27日時点)
 ※5 藤沢訪問看護ステーション連絡協議会(2019年(平成31年)4月時点)

介護保険(高齢者福祉)

居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	112か所
(訪問型)訪問介護	109か所
(通所型)通所介護	65か所
(地域密着型) 小規模多機能型居宅介護	21か所

※「介護情報サービスかながわ」ホームページ

障がい福祉

<障がい福祉サービス>

(訪問系) 居宅介護	62か所
(日中活動系) 生活介護	27か所
(就労支援) 就労移行支援	18か所

<障がい児通所支援>

(通所系)児童発達支援	26か所
(通所系)放課後等デイサービス	43か所

※「障害福祉情報サービスかながわ」ホームページ

※箇所数等について、特に記載のない場合は、
2020年(令和2年)1月時点の値。
(以下のスライドも同様)

様々な社会資源(2) 地域の相談窓口

総合相談・身近な相談

○福祉総合相談支援センター 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」 ○バックアップふじさわ社協 ○北部福祉総合相談室	3か所
福祉に関する総合的な相談窓口として、あらゆる相談に対応。	
○市民センター・公民館	13地区
日常生活圏域(13地区)の拠点として、様々な相談に対応。	
○ふじさわあんしんセンター	1か所
地域生活を支え、権利を守るための制度である「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」の利用支援や、相談支援等を実施。	
○コミュニティソーシャルワーカー	11地区
地域に出向き、様々な困りごとに対し、関係機関と連携して総合的な相談支援を実施。	
○地域の縁側	35か所
住民が気軽に立ち寄れる居場所を開設し、相談の入り口としての機能も有す。	

高齢者福祉

○いきいきサポートセンター (地域包括支援センター)	18か所
○基幹型地域包括支援センター (福祉総合相談支援センター内)	1か所
地域の高齢者が安心して暮らし続けられるよう、様々な相談を受け、支援を実施。	

障がい福祉

○障がい者相談支援事業所	7か所 (基幹相談支援センター1か所含む)
障がいのある人のサービスや日常生活等に関する相談支援を実施。	

健康・医療

○藤沢市保健所・南保健センター ○北保健センター	2か所
公衆衛生の中核機関として、健康相談、保健指導など、様々な業務を実施。	
○在宅医療支援センター	1か所
在宅医療に関する相談・コーディネートを実施。	
○お口の相談窓口	1か所
在宅療養中の高齢者、難病のある人、障がい児者を対象に、歯科衛生士による無料電話相談を実施。内容により、歯科衛生士や歯科医師が訪問。	
○ふじさわ安心ダイヤル24	1か所
24時間(365日)体制で、医師や専門スタッフなどによる無料電話相談を実施。	

子ども・教育

○子育て世代包括支援センター (南保健センター・北保健センター)	2か所
子どもの健やかな発育・発達のための母子保健事業を実施(藤沢版ネウボラ)	
○子育て支援センター	4か所
子育てに関する不安や悩みについての相談や、子育て情報の提供。	
○学校教育相談センター	2か所
学校生活・学校教育に関する相談に対応するとともに、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣。	

様々な社会資源(3) 参加・交流・生活支援

身近な交流拠点

○公民館	15か所 (分館2か所含む)
地域に密着した公民館事業(講座・学級等)や、生涯学習活動の支援を実施。	
○地域ささえあいセンター	4か所
地域の縁側(基幹型)として位置づけ、交流の場の提供、各種相談、介護予防講座等を実施。	
○地域の縁側(再掲)	35か所※
住民が気軽に立ち寄れる居場所。相談の入り口としての機能も有す。 ※地域ささえあいセンター4か所を含む	
○認知症カフェ(交流会・家族会含む)	16か所※
認知症の方やそのご家族、介護者の方、地域の方が一緒に気軽集える場。 ※本市調べ	

生活支援

○ふじさわボランティアセンター (地域福祉活動センター内)	1か所
ボランティアに関する相談や情報提供、活動先の紹介等を実施。	
○地区ボランティアセンター	12か所
日常生活支援や、地域住民のつどいの場となるサロン活動などを実施。	

介護予防

○高齢者の通いの場(住民主体型)	21か所
○通いの場(委託型)	
趣味や交流を楽しみながら、様々なプログラムを行い、介護予防に取り組める場。	
○介護予防自主活動団体	24か所
地域住民が主体となり、ラジオ体操などの軽体操や、ウォーキングを実施。	

子ども・若者への支援

○つどいの広場・藤沢版つどいの広場	11か所
親子が気軽につどい、語り合うなど、相互の交流ができる場であり、子育てアドバイザーによる子育ての相談、情報提供も行っている。	
○地域子どもの家・児童館	22か所
地域の子どもたちが心身ともに健やかに遊べる場所として設置。	
○放課後子ども教室	3か所
小学生を対象に、学習、スポーツ、文化活動や地域住民との交流の機会を提供。	
○子どもの生活支援事業	2か所
養育環境に課題のある家庭の子どもに対して、夕方から夜までの時間を、食事や学習をしながら安心して過ごす場を提供。	
○学習支援事業	3か所
生活困窮者自立支援制度に基づき、学習の場の提供、生活・学習に関する相談支援を実施。	
○ユースサポート・ユースワークふじさわ	1か所
ニートやひきこもりなどの若者の自立や就労に向けて、個別のプログラムを作成し、社会体験・就労体験等を通じた支援を実施。	

様々な社会資源(4) 地域を支える多様な主体との連携(一例)

地域団体や、民間企業等の多様な主体と連携し、相談支援、地域活動支援、地域の見守り活動等に取り組んでいます。

民間企業等

○地域見守り活動に関する協定 10団体

民間事業者等と協定を締結し、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、認知症の方等の発見・見守りなど、「支え合い」や「助け合い」による安全・安心な地域づくりを目的に、見守り体制の拡充に取り組む。

○農福連携の取組

藤沢市で農業を行っている法人や農家等と連携し、食材提供支援及び障がい者等の就労に向けた支援を実施。

地域住民等

○認知症サポーター 25,455名

認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の方への応援や、周囲に知識を広げ、認知症の方や家族の気持ちを理解することに取り組む。

○こども110番
民家・商店等 4,784件
車両 152台
※2019年(平成31年)4月1日時点

子ども等の安全の確保を目的に、一時的な緊急避難場所として、また警察などへの通報場所として登録。

○子ども食堂 16か所以上 ※

住民等が主体となり、主に地域の子どもの対象に、様々な取組を実施。(取組例)食事提供支援、交流の場の提供、イベントなど。

※藤沢市社会福祉協議会調査による。

教育機関

○大学との連携

湘南大庭地区において、慶應義塾大学と連携した「湘南大庭活性化プロジェクト」を実施。住民との意見交換や、学生の地域イベントへの参加を通じて、教員や学生の視点を地域づくりに生かす。

社会福祉法人

○公益的な取組 42法人

市内の42の社会福祉法人で協議会を発足。「福祉なんでも相談窓口」のネットワークを2019年(令和元年)6月からスタート

民生委員・児童委員

○民生委員・児童委員 520名(定数)

自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などを実施。

老人クラブ

○友愛チーム 100団体
※2019年(平成31年)4月1日時点

老人クラブが中心となってチームを編成し、在宅で寝たきりの高齢者や虚弱で独り暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手となり、高齢者の孤独感を解消し、安心して日常生活が送れるよう支援する。

取組事例(1) 医療・福祉・介護の連携に向けた取組

医療・福祉・介護などの専門職が、お互いの仕事を知るきっかけとなる研修会等を実施し、各機関が協働した形での包括的支援体制の構築を進めています。

在宅医療と福祉・介護の連携

医療・福祉・介護の専門職同士が、お互いの仕事を理解しながら、顔の見える関係づくりを進めています。



市内を6ブロックに分けた地区別懇談会



市域全体を対象にした多職種研修会

地域ケア会議

事例検討を通し、多職種からの専門的助言を得ることで、介護予防・重度化防止と高齢者の自立に向けたケアマネジメントを促進しています。



取組事例(2) 相談支援ネットワークの構築に向けた取組

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の地域づくり

複合的な相談に対応するとともに、各団体間の連携を促進し、身近な場所における相談支援ネットワークを構築



社会福祉法人との連携

市内の42の社会福祉法人で協議会を発足。
「福祉なんでも相談窓口」のネットワークを2019年（令和元年）6月からスタート

420mm×300mm

暮らしに関する困りごとなど、お気軽にご相談ください。

福祉なんでも相談窓口

開設日

受付時間 : ~ : まで

藤沢市地域公益事業推進法人協議会



取組事例(3) 居場所づくり・参加・交流の促進に向けた取組

多世代の交流・支えあい



(地域の縁側 もんのきの家)

気軽な相談先に



(地域の縁側 おしゃべり処大福)

お互いの見守りで 受け手から担い手へ



(まりあ食堂 (子ども食堂))



(六会駅前公園の公園体操)

取組事例(4) 地域の見守り体制の構築に関する取組

地域の力

地域での見守りをテーマとした交流会を開催し、
地域団体や企業等とのネットワークを構築



企業の力

企業の日ごろからの取組を見守り活動に
生かすため、市と協定を締結



(「地域見守り活動に関する協定」の締結式)

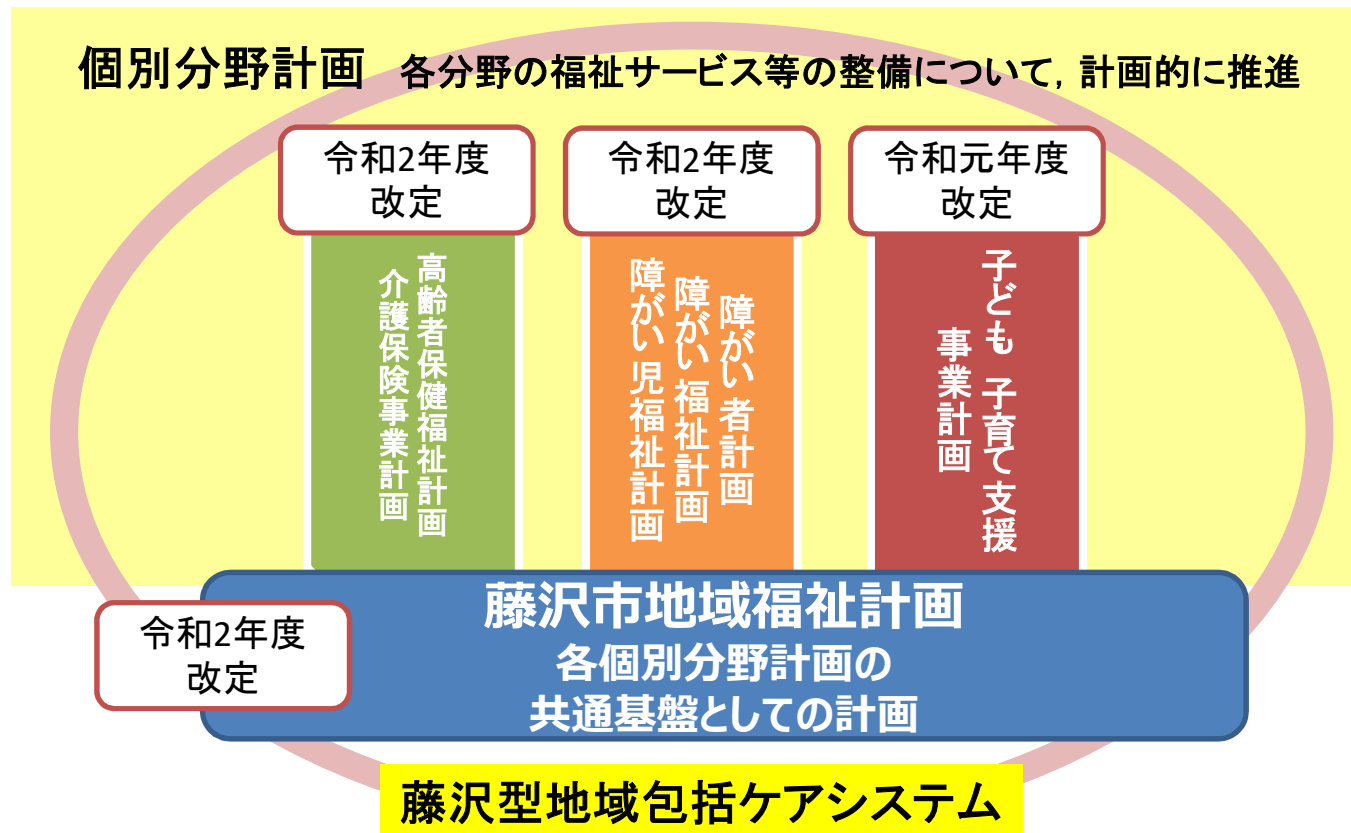


(市内郵便局との包括連携協定)

今後の方向性【視点1】「専門的なサービス提供基盤の整備」

在宅生活を支える基盤である，医療・福祉・介護等各サービスのより一層の強化に向けて，計画的に整備を進め，包括的な支援体制づくりに取り組む。

- 地域福祉計画において，包括的支援体制の整備に向けた各分野に共通する事項を定める。
- 各個別分野計画において，各サービスの提供体制の確保に向けた目標等について定めるとともに，計画の推進に向け，定期的な評価・検証を行う。



今後の方向性【視点2】「地域の相談支援ネットワーク」

困りごとを受け止め、地域のネットワークで支援する仕組みを作る。

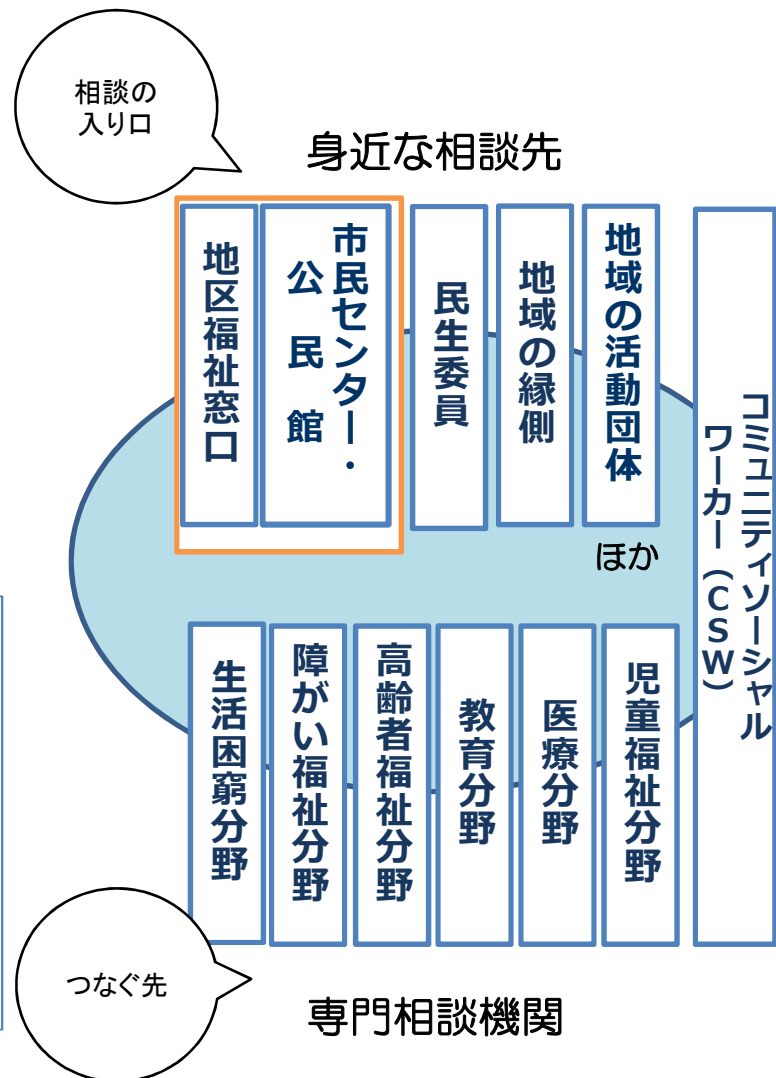
【背景】 相談内容の複合化・複雑化

- 各相談支援機関がネットワークでつながり、課題にチームで対処する必要性
- 複合的な困りごとに相談窓口として対応する必要性



必要な機能

1. どんな相談でも受け止める身近な窓口
対象者を限定せず、あらゆる困りごとを抱える人が相談できる身近な窓口の存在
2. 13地区ごとのネットワークを生かした体制
地域の相談支援に携わる多様な主体が、分野を超えた連携体制を構築し、どこに相談が来ても適切な支援機関につなぐことのできる機能

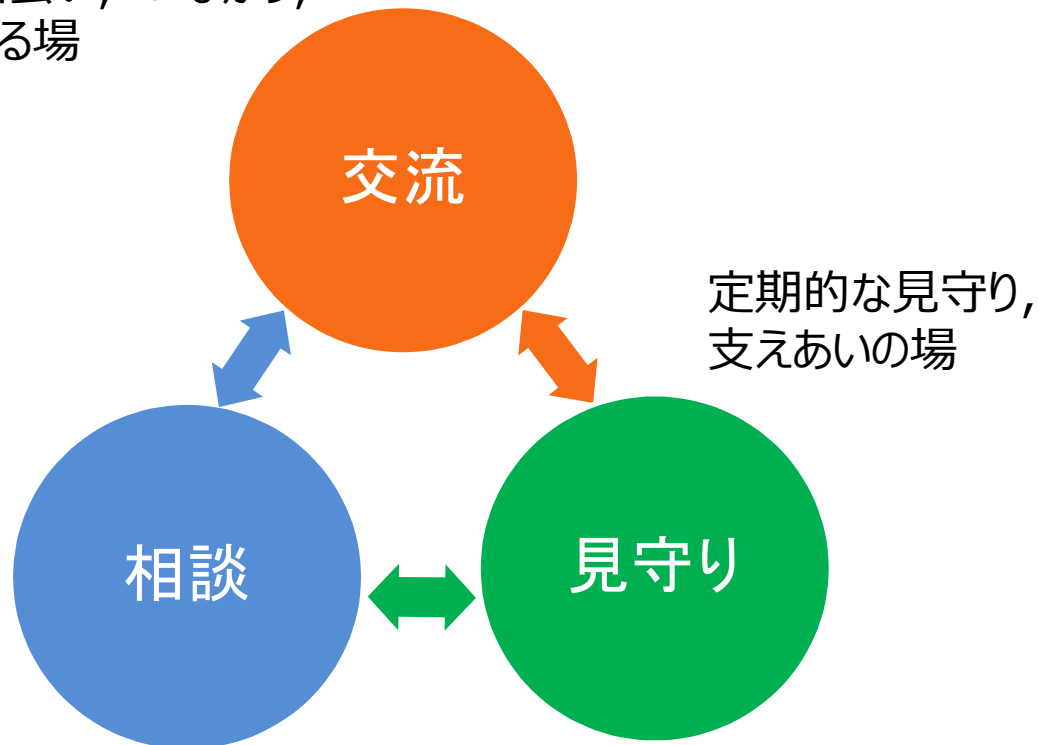


今後の方向性【視点3】「居場所づくり・参加・交流」

多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すことを目的に、住民同士が出会い参加することのできる多様な居場所の確保に向けた支援を行うことで、その結果として社会的孤立の防止につなげる。

【居場所・集いの場の主な役割】

住民が出会い、つながり、
参加できる場



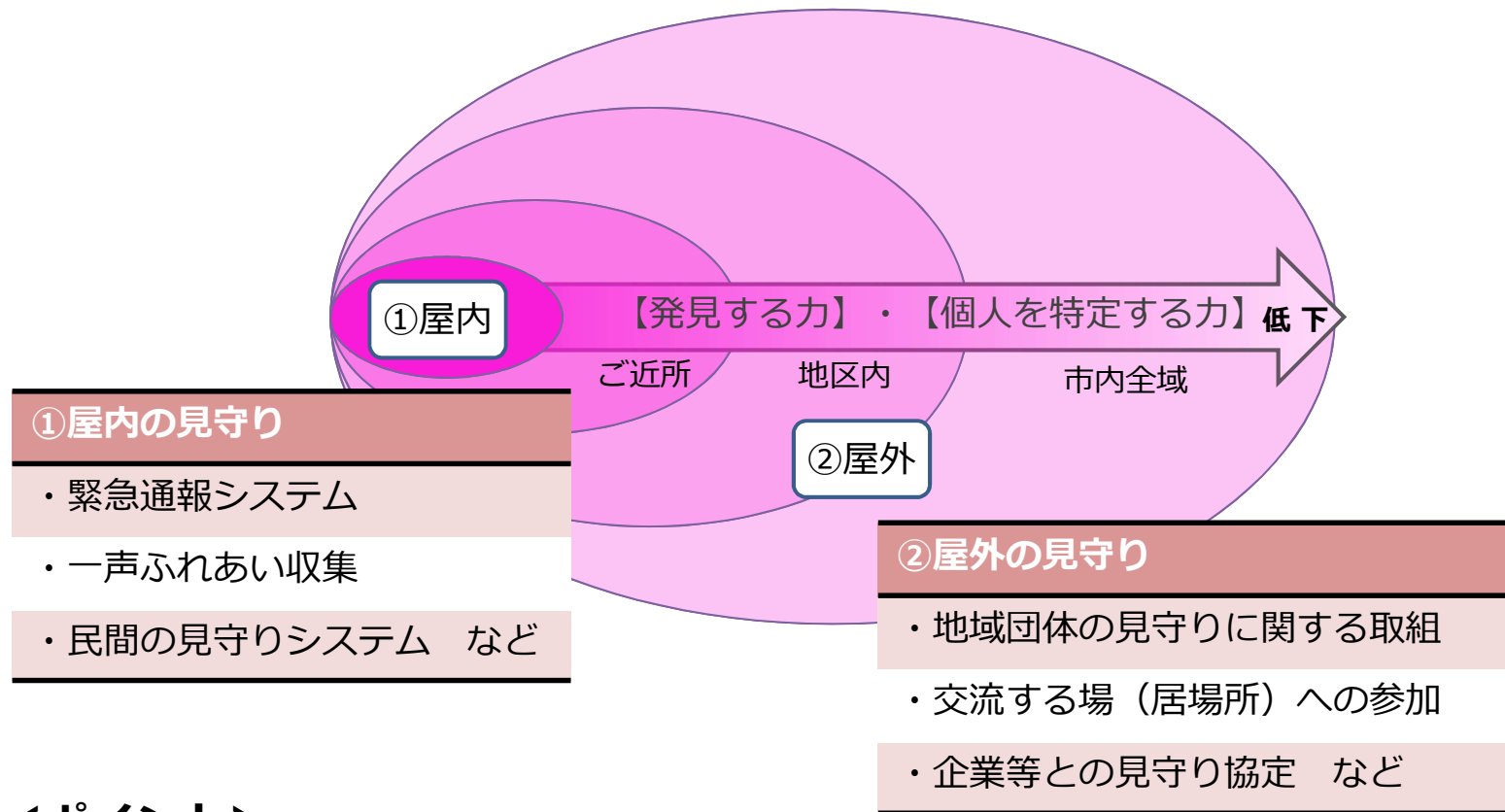
【主な居場所・集いの場の例】

- ・地域の縁側
- ・認知症カフェ
- ・地区ボランティアセンター
- ・高齢者の通いの場
- ・公園体操
- ・藤沢版つどいの広場 等

活動のなかで発見される困りごと、
相談ごとを、専門的な支援につなぐ場

今後の方向性【視点4】「地域の見守り」

地域住民・団体や事業所，民間企業，行政などが連携し，地域における見守り体制を重層化することで，誰もが安心して暮らせる地域をめざす。



<ポイント>

場所・範囲で見守りの仕組みや主体が変わる

+

様々な取組が“見守り”につながる